

第 14 号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 21 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改め、同条第 3 項中「16 時間」を「15 時間 30 分」に、「32 時間」を「31 時間」に改め、同条第 4 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改める。

第 3 条第 1 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 5 条第 1 項中「2 分の 1 に相当する勤務時間」を「2 分の 1 に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間」に改め、同条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 6 条第 1 項中「6 時間を超える場合は 45 分、8 時間を超える場合は 1 時間」を「6 時間を超える場合は 1 時間」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 任命権者は、1 日の勤務時間が 6 時間を超え 8 時間以下の場合において、業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、前項に定める勤務時間が 6 時間を超える場合の休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができる。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

付 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の勤務時間を改定し、休憩時間等の規定を整備するとともに、休息時間を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。